

新型コロナウイルスワクチン接種のご案内 ～基礎疾患をお持ちの方の優先接種について～

新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、高齢者に続き、次の接種順位である「64歳以下で基礎疾患をお持ちの方」への優先接種を行います。対象となる方で優先接種を希望される方は、以下のとおり事前に申し込んでいただくとワクチン接種券を優先的に送付します。

なお、この申込みによりワクチンの接種予約が完了するものではありませんのでご注意ください。

1. 対象者

昭和32年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方のうち、次の①～⑮のいずれかに該当する方

※①～⑭は通院していることが条件

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病（高血圧を含む）
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害など）
- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑭ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院、精神障害者保健福祉手帳を所持、または自立支援医療[精神通院医療]で「重度かつ継続」に該当）や知的障害（療育手帳を所持）
- ⑮ 基準（BMIが30以上）を満たす肥満の方
BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)
目安：身長170cmで体重87kg、身長160cmで体重77kg

2. 申込方法

氏名（フリガナを含む）、生年月日、住所、電話番号、基礎疾患番号（左記の「1. 対象者」①～⑮のうち該当する番号）を記載の上、以下の「6. 申込先」に郵送、FAX、メールまたは持参してください。様式は問いません。

3. 申込期限 7月15日（木）まで

4. 申込後の流れ

申込内容を確認後、接種券を送付します。接種券が届き次第、同封の案内に従い、予約手続きを行ってください。

5. 留意事項

接種を希望される場合は、事前にかかりつけ医などに接種の可否についてご相談ください。

6. 申込先

健康管理課 新型コロナウイルスワクチン接種対策係
住所：〒881-8501 西都市聖陵町2丁目26番地
FAX：41-1382
メールアドレス：c-taisaku@city.saito.lg.jp
窓口：市コミュニティセンター1階
（平日午前8時30分～午後5時15分）

※電話回線の混雑回避のため、電話では受付を行いません。

（文書取扱：健康管理課）

ごみ袋は「十字結び」で出してください

指定ごみ袋は、ごみが出ないように袋の口を「十字結び」で結んで出してください。

「十字結び」の結び方

- ① 上部中央の耳の部分を選んでください。
- ② 取っ手部分を結んでください。

ごみの処理は、市民の皆さまの生活を維持するために必要不可欠なものです。「十字結び」をすることで、散乱防止につながるだけでなく、ごみに直接触れることなく収集できるため、収集作業員の感染リスクを減らすことにつながります。

ごみの収集を安全に継続していくため、市民の皆さまのご協力をお願いします。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

市の環境に関するアンケートへのご協力をお願い

市では、令和4年度を始期とする「第三次西都市環境基本計画」の策定に先立ち、市の環境への満足度や課題、あるいは環境の保全と創造に向けた取り組みなどについて、広く市民の皆様の意見を集めるため、以下のとおりアンケート調査を実施します。

アンケートの依頼文書が届いた方は、大変お手数ですが、ご協力をお願いします。

調査対象者：満20歳以上の市内在住者2,000人（無作為抽出）

調査方法：郵送により調査票を配布、回収

調査期間：6月中旬から7月中旬

※ 本年度後半には計画の原案を公表し、パブリックコメントによって広く市民の皆さまよりご意見をいただく予定です。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

新型コロナウイルス感染者などの ごみの出し方のお願い

新型コロナウイルスに感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいる場合は、感染防止のためごみ袋を二重にし、しっかり結んでから集積所へ出してください。

また、ペットボトル等の「資源物」「プラスチック製容器包装類」「燃やせないごみ」については、表面に付着した新型コロナウイルスは時間が経つと感染力を失うとされていますので、72時間以上ご家庭内で保管していただいてから集積所へ出してください。

こうした取り組みが、収集作業員の感染リスクを減らすこととなりますので、ご協力をお願いいたします。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

西都都市計画用途地域の変更(案)および 地区計画(案)に関する縦覧のお知らせ

市では、調殿地区にある西都商業高校跡地につきまして建物用途の制限を変更する作業を進めております。今回、用途地域の変更(案)及び地区計画(案)を作成しましたので以下のとおり縦覧を行います。

【案件】 西都都市計画用途地域の変更(案)

西都都市計画地区計画の決定(案)

【期間】 6月25日(金)～7月9日(金)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日及び祝日を除く)

【場所】 建設課 都市デザイン係

(文書取扱・問合せ：建設課 都市デザイン係 43-1321)

7月は河川愛護月間です

身近な自然空間である河川の環境保全・再生への取り組みと河川愛護意識を高めることを目的として、毎年7月が「河川愛護月間」と定められています。市民の財産である「母なる一ツ瀬川」をはじめとする河川は、私たちの暮らしに大きな役割を果たし、憩いと安らぎを与える場所として親しまれています。河川愛護月間を通じ、河川に対する理解を深め、安全に河川を利用するとともに、かけがえのない自然環境を守り育てましょう。

1. 私たちにできること

運動の一環として、地域の皆さんで河川・堤防・水路の草刈り、清掃を計画するなど積極的に取り組みましょう。

2. 市の取組

(1) 清掃活動への支援

海洋ごみによる汚染の問題は、私たち人類の未来のために、真剣に取り組まなければならない問題です。海洋ごみの約8割は、陸から川を伝って海に流れ出たものとされることから、河川をきれいにすることは、海を守ることに繋がります。かけがえのない地球環境を次の世代に引き継ぐため、身近なところのごみ拾いから始めてみませんか？

○ボランティア清掃活動を行う団体等にごみ袋を無料配布

生活環境課に申請してください。ごみの持ち込みや回収を希望される場合には、ご相談ください。

(2) 不法投棄の防止

市では、日ごろからごみの不法投棄撲滅のためにパトロールなどの監視活動に取り組んでいますが、河川愛護月間中は、関係機関と連携し、いっそうの対策強化に努めます。

○取組内容

- ・不法投棄防止の啓発活動
- ・不法投棄監視パトロールの強化
- ・監視カメラの設置

○不法投棄は犯罪です

「不法投棄」とは、不要になったものを勝手に河川、道路、山林などに捨てることをいいます。空き缶などの「ポイ捨て」も「不法投棄」です。

不法投棄を行うと「5年以下の懲役」もしくは「1,000万円以下の罰金」または「この両方の罰則」が科せられます。

通報や監視カメラなどからはもちろん、投棄したごみから不法投棄を行った者が判明するケースも多くあります。不法投棄は絶対に止めましょう。

※不法投棄を見かけたら、すぐに警察か生活環境課に通報しましょう。

3. 県の取組

(1) 活動への支援

県が管理する河川の美化活動を行うボランティア団体に対して必要な資機材の提供・貸与や傷害保険加入の支援などを行っています。

(2) 河川パートナーシップ事業の団体募集について

県が管理する河川の草刈り作業などを自治会等にも実施してもらい、草刈り面積や規模に応じて報奨金を交付する事業です（Web検索「宮崎県河川パートナーシップ」でご覧いただけます）。

詳しくは、西都土木事務所（43-2221）までお問い合わせください。

※県や市の支援等は年間を通して行っています。

「西都市プレミアム付商品券」発行決定

●商品券内容

- ① 13,000円分の商品券を10,000円で販売。プレミアム率は30%です。
- ② 商品券は1冊26枚綴り(地元商店専門券18枚・共通券8枚)です。
- ③ 1商品に利用できる限度額 20万円
- ④ 参加店舗は市内約350店舗を予定しています。決定次第新聞折込みなどでお知らせします。
- ⑤ 商品券使用期間 **7月31日(土)～令和4年1月10日(月)**

●販売方法

- ① 所定申込書による販売 ※申込書付きチラシを6月24日(木)に新聞折込み予定です。チラシは、西都商工会議所、西都市三財商工会、市役所、各支所、パオなどにも設置していますのでご利用ください。
- ② お一人様5万円まで(1万円単位)。ただし、同居ご家族分は購入予約できます。4人家族なら最高20万円まで予約可能です。
※ご注意!! 商品券の引換えは原則申込書に記入した代表者がお越しください。その際、身分証明書(原本のみ)で本人確認をさせていただきますので、ご了承ください。
- ③ 予約申込みで発行額に達した場合は終了となります。
- ④ 予約期間 **6月24日(木)～7月7日(水) (※必着)**
お早めにお申込みください。
- ⑤ 引換期間(7月下旬に引換券を郵送いたします)
7月28日(水)～8月8日(日) 午前9時～午後5時
土曜日は休み・日曜日は引換します。

【お問合せ先】 西都商工会議所 (43-2111)
西都市三財商工会 (44-5107)

(文書取扱：商工観光課)

運転免許証更新(切り替え)のご案内

西都地区交通安全協会では優良講習、一般講習、高齢者講習受講者の運転免許更新(切り替え)ができます。

●優良講習・一般講習～毎週火・金曜日(休日を除く)

受付(午前8時30分～9時)のあと、法定の講習があります。

●高齢者講習受講済者～毎週月曜から金曜日(休日を除く)

午前の部 午前9時～11時 午後の部 午後1時～4時
更新手続きには、高齢者講習終了証明書が必要です。

●場所 西都地区交通安全協会 西都市小野崎2-16

●その他

免許証写真は、協会では撮影(6枚600円)でき、新免許証は、後日交付されます。違反講習、初回講習の更新は、運転免許センターのみです。

～交通安全協会へのご加入をお願いします～

●交通安全協会とは?

悲惨な交通事故を防止するため、社会奉仕の精神に基づいて生まれた一般財団法人です。

●交通安全協会の主な活動(事業)

① 広報啓発活動 ② 交通安全教育活動 ③ 街頭交通指導 ④ 免許証更新事務 ⑤ 交通事故相談業務 ⑥ チャイルドシート貸出 ⑦ 軽微違反者講習

●活動に必要な財源 交通安全協会費 2,000円

交通安全協会への加入は任意加入ですが、この協会費が西都地区交通安全協会が活動をする上で、主な財源となっていますので免許証更新時にぜひご加入をよろしくお願ひします。免許センターで加入していただいても、西都地区交通安全協会の会員となります。

●会員特典について

協賛店において、商品の割引や施設利用料金割引等の各種サービスを受けられます。詳しくは宮崎県交通安全協会のホームページをご覧ください。

●問合せ先 西都地区交通安全協会 43-0294

(文書取扱：生活環境課)

各支所で マイナンバーカード新規申請受付ができます

市民課及び各支所では、マイナンバーカードの新規申請受付（写真撮影含む）を無料で行っています。新規申請時に一度来庁するだけで、マイナンバーカードが本人限定受取郵便などでご自宅に届きます。ただし、申請から約1～2か月程度日数がかかります。

- 市民課：35-3020 ●穂北支所：43-1113
- 三納支所：45-1111 ●都於郡支所：44-5222
- 三財支所：44-5111 ●東米良支所：49-3031

【休日申請・交付】

平日に都合がつかない方は、市民課窓口で申請などができます。（各支所では、休日申請などは行っていません）

日時：6月27日(日)、7月4日(日)、7月11日(日)、8月8日(日)

※受付時間は、午前9時～午後3時となっています。

【マイナンバーカード有効期限通知書（青色の封筒）】

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は、5年間有効です。

8月が誕生月の方は、7月中旬ごろまでに有効期限通知書（青色の封筒）が届きますので、電話予約をしてからマイナンバーカードと有効期限通知書、カード交付時に設定した暗証番号を市民課までご持参ください。

なお、更新手続きは、誕生日の3か月前からできます（各支所では更新手続きはできません）。

署名用電子証明書・・・6～16桁の英数字

利用者証明用電子証明書・・・4桁の数字

- 予約・問合せ：市民課マイナンバーカード係 35-3020

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、必ず電話予約をお願いします。予約のない方は、他の方に迷惑がかかりますので、お断りする場合があります。

（文書取扱：市民課）

新型コロナウイルス感染症対策

「安全安心宣言」認定飲食店支援金 ご案内

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う自粛等により影響を受けた市内飲食店の事業継続および感染拡大防止対策など、市民が店内での飲食を安全かつ安心して利用できる環境づくりを促進するため、西都商工会議所による「安全安心宣言施設」の認定を受けた飲食店に対して支援金を支給します。

1. 対象店舗

市内に店舗を有する事業者のうち、以下のすべてに該当する事業所

- ①食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく許可を受け、令和3年5月9日時点において営業を廃止していない飲食店
 - ②西都商工会議所による「安全安心宣言施設」の認定を受けた飲食店
- ※ただし、持ち帰りや宅配事業のみの店舗及び会食を想定した業態を主な事業としない店舗（イートインスペースを有する小売業・製造業等）を除きます。

2. 支援額

1店舗当たり 100,000円

3. 申請受付期間

6月から9月末まで

※申請は原則郵送による受付とします。なお、申請に必要な書類は市のホームページに掲載しています。

4. 問合せ先

商工観光課 産業振興係 43-3222

（文書取扱：商工観光課）

後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ

後期高齢者医療保険に加入されており、「令和2年度 限度額適用・標準負担額減額認定証」または「令和2年度 限度額適用認定証」を取得されている方で令和3年8月1日以降も認定対象となる方については、郵便にて認定証を送付いたします。

なお、現在入院中および入院の予定がある方、もしくは外来で高額な治療を受けられる方で、申請されていない方は、市役所2階 健康管理課窓口にて申請または健康管理課高齢者医療係（43-0378）までお問い合わせください。

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な方

後期高齢者医療保険に加入されており、本年度住民税非課税世帯の方で、現在入院中、入院予定の方または高額な治療を受けられる方

●「限度額適用認定証」が必要な方

後期高齢者医療保険に加入者されており、後期高齢者医療保険被保険者証自己負担割合3割負担の方で、現在入院中、入院予定の方または高額な診療を受けられる方

◇申請窓口を持参するもの

後期高齢者医療被保険者証などの身分を証明できるもの、マイナンバーのわかるもの

※代理の方が申請する場合は、代理の方の身分を証明できるものも必要です。

※世帯構成の変更・本年度の所得変更により認定対象外となる場合があります。

※現在お持ちの認定証の有効期限は令和3年7月31日となっています。

新しい認定証は、7月下旬までにご本人あてに届きます。

有効期限を過ぎた認定証は使用できませんので、健康管理課まで返却いただくか、ご自身で処分してください。なお、ご自身で処分される際は、そのまま捨てず、個人情報が入らないようハサミなどで裁断してから処分するようお願いします。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」【クリーム色】

「後期高齢者医療限度額適用認定証」【ピンク色】

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証													
有効期限		令和4年7月31日											
交付年月日		令和3年8月1日											
被保険者番号		○○○○○○○○											
被 保 険 者	住 所												
	氏 名	西都 太郎	性別										
	生年月日	○年○月○日											
発 行 期 日		令和3年8月1日											
適 用 区 分													
長 期 入 院 該 当 年 月 日													
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印		<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 宮崎県後期高齢者医療広域連合											

(文書取扱：健康管理課 高齢者医療係)

令和3年度 子宮頸がん検診のご案内

若い世代に増えている子宮頸がん。20～40歳代で増加傾向にあります。

子宮頸がんは、検診によって発見しやすく早期のうちに治療すれば90%以上が治癒します。ぜひ子宮頸がん検診を受けましょう。

●対象：西都市に住民登録のある20歳以上の女性（年度年齢）

●内容：問診、視診、細胞診

●料金：1,000円

※西都市国民健康保険の方は600円（保険証を提示）

※JA 西都女性部に加入の本人・家族は補助あり（助成券が必要）

※以下に該当する方は**無料**です。

①満70歳以上の方（保険証を提示）

②65歳以上の方で後期高齢者医療の障害認定を受けている方（保険証を提示）

③市民税非課税世帯の方

（税務課発行の世帯の課税証明書を提示。コンビニ発行不可）

④生活保護世帯の方（福祉事務所発行の生活保護受給証明書を提示）

⑤今年度、21歳になられる方（保険証を提示）

（平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方）

※検診日に保険証などの提示がない場合は、自己負担金が免除されません。

●注意事項

- ・妊娠中の方や妊娠の可能性のある方は、集団検診は受診できませんのでかかりつけの病院で受診してください。
- ・最近6か月以内に不正性器出血（一過性の少量の出血・閉経後の出血など）、月経異常（過多月経・不規則月経など）がある方は、再検査になる可能性があるため医療機関での受診をお勧めしています。
- ・生理中の検診は、再検査になる可能性があるため避けましょう。
- ・着脱のしやすい服装で受診しましょう。フレアスカートが便利です。ズボンの場合は、バスタオルをご持参ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の発生状況により、延期または中止の可能性がございますので、最新情報を市ホームページでご確認ください。

●集団検診 申込み先：健康管理課 健康推進係 43-1146（直通）

日程	受付時間	検診場所	申込み期限
7月14日（水）	9：30～11：00	※ ¹ 保健センター	6月30日（水）
	13：30～14：00		
8月4日（水）	9：30～11：00	※ ¹ 保健センター	7月21日（水）
	13：30～14：00	市役所穂北支所	
9月8日（水）	9：00～9：30	都於郡地区館	8月25日（水）
	11：00～11：30	三納地区館	
1月16日（日）	9：00～11：00	保健センター	12月28日（火）

※1 検診場所が西都市民会館から保健センターに変更となります。

※申込みは随時受け付けています。定員になり次第受付終了です。

※小さなお子さんがいてなかなか検診に行けないお母さんへ

集団検診の場合、検診中にお子さんをお預かりすることができます。

ご希望の方は申込みの際にお伝えください。

●個別検診（検診期間：令和4年2月28日まで）

※指定医療機関に直接お申し込みください。

河野産科婦人科医院 22-0341	坂田病院 22-3426	古賀総合病院 (0985)39-8888
はまだレディース クリニック (0985)39-0087	細川レディース クリニック (0985)22-7313	ひろしま通り ウィミンズクリニック (0985)60-7807
はた産婦人科医院 (0985)28-3511	花ヶ島ウィメンズクリニック (0985)25-8883	
さがら病院宮崎 (0985)29-3850	まつ婦人科クリニック (0985)62-3555	

※市の子宮頸がん検診で受診できるのは、集団検診・個別検診・妊婦健診時のいずれかとなり年度内に1回のみです。

（文書取扱：健康管理課 健康推進係）

風しん抗体検査・予防接種について

(昭和37年度から昭和53年度生まれの男性の皆さまへ)

風しんは、ほとんどの人は感染しても軽症で治りますが、まれに高熱が続いたり、急性脳炎などの合併症を生じて入院が必要となる場合があります。また、妊娠中の女性が感染すると、生まれてくる赤ちゃんに障害（先天性風しん症候群）が生じてしまうおそれがあります。

風しんの公的予防接種を受ける機会がなかった皆さまが、抗体検査を受け必要な予防接種を受けると、免疫抗体を持っている人が増え、風しんの流行はなくなると言われています。ご自身と、これから生まれてくる世代の子どもを守るために、風しんの抗体検査と予防接種にご協力ください。

◎お手持ちの「風しん」抗体検査・予防接種のクーポン券（無料）は記載された有効期限にかかわらず、令和4年2月まで使えます。

全国多くの医療機関で使えます。また、健康診断や人間ドックで使える場合もあります。詳しくは、受診先にご確認ください。

[西都市内の実施医療機関]

いわみ小児科医院	大塚病院	※黒木胃腸科医院
久保循環器内科医院	※児玉内科クリニック	すぎお医院
富田医院	※印の医療機関は、抗体検査のみ実施	

◎令和元年度、令和2年度に抗体検査や予防接種を受けた方は、再度受ける必要はありません。

◎他の市町村に転居される方は、西都市のクーポン券は使えません。転出後の市町村に、再発行を申請してください。

◎クーポン券を紛失された方は、再発行ができます。健康管理課（43-1146）までご連絡ください。

(文書取扱：健康管理課)

親元就農者に対する支援事業のご案内

本市では、5年以内に親元就農した農業後継者を対象とした「親元就農等育成支援事業」を実施しております。事業の要件などについては以下のとおりです。

親元就農等育成支援事業	
事業対象者	<ul style="list-style-type: none">・市内に居住する概ね45歳未満の農業後継者（専ら農業に従事する者）・就農して5年以内であること・国の農業次世代人材投資事業及び旧青年就農給付金のうち経営開始型の交付を受けていない者・市税等の滞納がない者
事業対象経費	新たな農業経営等への取り組み（部門経営、新品目や規模拡大など）に必要な農業機械または施設の整備に係る費用 (例) 管理機、防除機、動力噴霧器など ※汎用性の高い機械（パソコン、軽トラックなど）は除きます。
補助率	導入費用の1/2以内（上限20万円） ※一度この事業を受けた方は申請できません。
申請方法	申込書による申請となりますので、まずはお電話にてご相談ください。 申込み期間は、7月中を目処とします。

申込書の送付や事業内容の詳細、その他ご不明な点がございましたら、農林課 農業創生係（43-0382）までご連絡ください。

(文書取扱：農林課 農業創生係)

令和3年度経営継承・発展等支援事業の要望調査について

今年度から国の新規事業である「経営継承・発展等支援事業」が措置されました。

この事業では、認定農業者などである先代事業者から経営を継承された後継者（親子、第三者など先代事業者との関係は問いません）が、経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取り組みを行う場合に必要となる経費を支援するものです。

そのため、本事業に係る要望調査を実施いたします。

今回はあくまで要望調査であり、補助金の申請を受け付けるものではありませんのでご注意ください。

●対象者

1. 令和2年1月1日以降に認定農業者などである先代経営者から経営の移譲を受けていること
※確定申告などの名義が後継者となっていること
2. 青色申告者であること
3. 経営を移譲する面積や規模が著しく縮小していないことなど

●対象経費

開発・取得費、機械装置等費、研修費、旅費、委託費など
ただし、以下の対象取組において優先枠のみ、または優先枠に加えて一般枠の取組を2つ以上取り組むその経費を対象とします。

●対象取組

（優先枠）経営の法人化、新たな品種・作物の導入、認証の取得、データ経営の実践、就業規則の策定
（一般枠）新規販路開拓、新商品の開発、省力化・省人化・業務効率化、農畜産物の規格・出荷方法の改善など

●補助上限

100万円（国と市が1／2ずつ負担）

●申込

西都市ホームページまたは農林課農業創生係に要望調査書がありますのでご記入ください。

●締切

7月9日（金）午後5時15分までに農林課 農業創生係に要望調査書をご提出ください。

令和3年度 農業用廃プラスチックの通常収集日（7～9月）について

●収集日

7月から9月までの農業用廃プラスチック収集日は下の表のとおりです。10月以降の収集については、9月ごろにお知らせします。

また、西都市のホームページに収集日、搬入方法について掲載していますのでご確認ください。

	童子丸集積所		三財集積所	
	ビニール	ポリ	ビニール	ポリ
7月	7日	21日	14日	28日
8月	4日	18日	11日	25日
9月	1日	15日	8日	22日

★持ち込む際には「農業用使用済プラスチック排出者カード」を必ず持参し、提示してください。お手元がない場合は再発行の手続きをしてください。

●持込時間

午前9時～午後4時

ただし、正午～午後1時は休憩のため受入を中断します。

●直接搬入

上記の収集日以外に持ち込みを希望する場合、お急ぎの場合は以下の事業者へ直接持ち込んでください。

事業者名 宮崎県産業廃棄物再生事業協同組合

所在地 宮崎市大字島之内2932番地

電話番号 0985-39-2261

受入時間 月～金曜（祝祭日を除く）午前9時～午後4時

★年末年始などは営業日が変更となる可能性があるため、事前に確認してから持ち込んでください。

●処理費と分別

ビニール 11円/kg	塩化ビニール ※シルバービニールは『特別収集日』に引き取ります。
ポリ 33円/kg	ポリフィルム、シルバーポリ、PO系フィルム、 クリンテート、プチプチ、暖房用ダクト、止水シート、 谷シート(透明) サイレージラップ（ネット状のものは不可） 肥料袋（麻袋の様に編んでいるものは不可） 柔らかい灌水チューブ（固い部分は除去） 柔らかい育苗ポット（固いもの、連結ポットは不可） 柔らかい液肥容器（固い容器、農薬容器は不可）

★上記に分別できない農業用プラスチックは、特別収集日を設けて収集しますので、絶対に持ち込まずに各自で保管してください。

★処理費は、排出の前後にトラックスケールで計量した後に『現金』または『農業用使用済プラスチック排出者カード(デポジット)』でお支払いください。

★肥料袋、サイレージラップの中にペットボトル、サイレージネット等の異物を混入して搬入する方が散見されますので、絶対に異物は混ぜないでください。

★液肥容器は中をきれいに洗浄し、キャップ・容器口等の固い部分を取り除いてから持ち込んでください。

★黒色の谷シートは特別収集日での搬入となります。

★ビニールは長さ1m・幅50cm・重さ20kg程度、ポリは重さ10kg程度に、それぞれ同じ素材を使用して結束してください。また、サイドの耳ひもは抜いておき、作物屑や針金などの異物が無いように注意してください。

★ガムテープ等で補強したものは、その箇所を除いて搬入してください。
(文書取扱・問合せ：西都市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会
事務局 農林課 園芸特産係 32-1003)

低所得の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給について

新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少の中で、低所得の子育て世帯に対し食費などの支出の増加を踏まえ生活の支援を行うため、**子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)**を支給します。なお、既にひとり親世帯分で支給を受けた方へは支給できません。

(1) 支給対象者

- ① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方(申請不要)
- ② ①のほか、対象児童(平成15年4月2日(特別児童扶養手当の算定基礎となっている児童の場合は平成13年4月2日)から令和4年2月28日までの間に出生した児童)の養育者で、以下のいずれかに該当する方(申請必要)
 - ・令和3年度分の住民税非課税均等割が非課税である方
 - ・令和3年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税非課税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

(2) 支給額 児童1人当たり一律5万円

(3) 申請手続・支給日

申請不要の支給対象者の方には後日支給案内通知を送付し、各手当受給口座に7月下旬頃支給予定

※受給を拒否される場合は、受給拒否の届出書を7月2日(金)までに提出してください。

申請が必要な支給対象者の方は必要書類をそろえて申請いただいた後、随時申請口座に支給します。申請の受付期間は7月1日(木)から令和4年3月15日(火)までです。

●配偶者からの暴力を理由に西都市へ避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に対象児童とともに西都市に避難している方は、手続きをしていただくことで、避難されている方に対して子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)を支給いたします。

※ただし、一定の要件を満たすなど支給要件に該当する必要があります。なお、対象児童にかかる本給付金の配偶者への支給がすでに行われている場合は、申出された方への支給はできません。

手続きを行う方は、申出書や添付書類などの必要書類を早めに福祉事務所子育て支援係へご提出ください(「申出書」は福祉事務所子育て支援係窓口のほか、西都市ホームページなどで入手できます)。

詳細につきましては福祉事務所子育て支援係(32-1021)までお問い合わせください。

(文書取扱：福祉事務所 子育て支援係)

立花発電所・三財発電所からのお願い

三財川上流にある立花発電所、三財発電所では、発電の出力変動に伴い、発電所から河川に放流される水量が増減します。発電所がある河川の下流では、天候に関わらず水量や水位が急に变化的場合がありますので、河川に立ち入られる場合には、水位の変化に十分気を付けていただきますようお願いいたします。

立花発電所・三財発電所に関するお問い合わせ先 宮崎県企業局 工務管理課 技術調整・企画担当 0985-26-9769

(文書取扱：危機管理課)

「女だから、男だから、ではなく、 私だから、の時代へ」

6月23日～6月29日は男女共同参画週間です

● 「男女共同参画社会」という言葉をご存じですか？

男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことをいいます。

「男女共同参画社会」の実現のためには、私たち一人ひとりが、性別で役割を決める固定的役割分担意識を見直し、男女がともに責任をわかちあいながら支え合うことの大切さや、多様な生き方を認め合うことの大切さを理解するなど、男女共同参画に関する認識を深めていくことがとても重要です。

● 展示のご案内について

男女共同参画週間中は、男女共同参画に関するパネルやパンフレット等の展示を行います。

- 展示期間：6月23日（水）～6月29日（火）
- 場 所：市役所市民課前ロビー、市立図書館

● 男女共同参画講演講師派遣について

これからの地域づくりや、暮らしを取り巻くさまざまな問題を、男女共同参画の視点で学びたいという団体に講師を派遣いたします。

- 興味関心のある分野など、ご希望があればご相談ください。
- 派遣条件：各種団体・子ども会・地区公民館・学校関係などの団体で参加希望者が20名以上
 - 申込期間：令和4年2月28日（月）まで

（文書取扱：市民課 市民協働推進係 43-1204）

「男性介護者カフェ」を開催します

「昔懐かしのあそびをしながらの交流会」を行います。
自宅で家族を介護されている男性が集まり、悩みや困りごとを共感し合える場、役立つ知識や情報共有の場として「男性介護者カフェ」を開催します。

今月は参加者の皆さんと一緒に昔懐かしの遊びをいたします。
介護経験のある方、ご夫婦やご家族同伴での参加でも構いません。ぜひお気軽にご参加ください。たくさんの方々の参加をお待ちしています。

- 【開催日】 7月9日（金） 午後1時30分～3時30分
- 【開催場所】 生きがい交流広場（妻町1丁目73番地）
- 【対象者】 市内在住で高齢者を介護している男性介護者など
- 【内 容】 昔懐かしのあそびをしながらの交流会など
- 【参加費】 無料
- 【申込先】 市南地区地域包括支援センター（担当：小牧朋子）
41-0511
市北地区地域包括支援センター（担当：小牧真由美）
32-9595

※参加希望の方は電話にてお申し込みください。当日参加も可能です。

※**新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となった場合は、個別にご連絡をいたします。**

※ご参加前の体温測定および参加時のマスク着用をお願いいたします。また、水筒など水分補給できるものをご持参願います。

（文書取扱：健康管理課 地域包括ケア推進係）

宮崎県防災士養成研修が開催されます

宮崎県では、地域防災力の向上を目的として、防災士養成研修（基礎コース）を7月3日から9月4日までの間、11会場で合計13回実施します。いずれの会場でも受講は可能ですが、西都会場は以下のとおりです。

防災知識・技能を習得したい方や防災士の資格取得を目指す方は、ぜひご参加ください。資格取得の詳細に関しては、基礎コース受講の際に別途説明があります。

開催案内・申込書は、宮崎県ホームページから入手できるほか、危機管理課で配布していますので、お気軽にお問い合わせください。

【名称】令和3年度宮崎県防災士養成研修（基礎コース）

【開催日】7月17日（土）午前9時30分～午後5時15分
（受付は午前9時から）

【会場】西都市コミュニティセンター

【対象者】どなたでも参加できます。

【受講料】無料（昼食・交通費等は自己負担となります。）
ただし、資格取得のためには資格取得試験受験料（3,000円）と認証登録料（5,000円）が別途必要になります。
西都市では、これらの費用を助成する制度があります。

【申込み】申込用紙にて、事務局（NPO 法人宮崎県防災士ネットワーク）に、FAX、電子メールまたは郵送にてお申し込みください。危機管理課への提出でも構いません。
危機管理課 電話：43-0380 FAX：43-3654

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用や各会場単位で定員を設けているほか、県内の感染状況によっては延期または中止となる会場もありますので、ご了承ください。

（文書取扱：危機管理課）

農業用機械免許資格取得促進研修のご案内

宮崎県立農業大学校（高鍋町）が実施する農業用機械免許資格取得研修の受講者募集についてご案内します。

【募集する研修内容】

農耕用限定大型特殊免許取得研修及び農耕用限定けん引免許研修

【対象者】原則、18歳以上65歳以下の者で、認定新規就農者、認定農業者及び集落営農組織の構成員などで、西都市が推薦できるもの

【定員】両研修とも若干名。定員を超える場合は選考となります。

【研修場所】宮崎県立農業大学校ほか

【受講料等】受講料は無料

ただし、各免許試験手数料は必要となります。

【受講要件】以下のすべての要件を満たす者

- (1) 普通運転免許を有する者
（ただし、「けん引」の場合は大型特殊免許が必要）
- (2) 研修期間の全日程への参加が可能である者
- (3) 適性試験合格基準を満たす者
- (4) 昨年度の農作業安全研修受講者または今年度に同研修を受講できる者

【研修日程】

大型特殊 9月14日～21日、11月18日～25日

けん引 12月14日～21日、令和4年1月4日～11日

詳細は、県立農業大学校ホームページ（<http://www.majc.pref.miyazaki.lg.jp/>）をご覧ください。

【募集期間】受講申込書が県立農業大学校ホームページまたは農林課農業創生係にありますので、ご記入の上**6月30日（水）まで**に農林課農業創生係へお申し込みください。

（文書取扱：農林課 農業創生係 43-0382）

明るい選挙啓発ポスター・書道作品募集

令和3年度明るい選挙啓発ポスター及び書道作品を募集します。

- 1 募集期間
8月24日(火) ※必着
- 2 応募資格
市内の小学生、中学生又は高校生
- 3 提出先
小中学校または高等学校を通じて、選挙管理委員会に提出してください。ただし、市外の学校に通学している方は直接選挙管理委員会に提出してください。
- 4 応募の内容など
 - (1) ポスターの部
 - 内容
明るい選挙を呼びかける内容を、自由に表現してください。
 - 紙のサイズ
B版4ッ切(542mm×382mm)、8ッ切(382mm×271mm)もしくはそれに準ずる大きさ
 - 注意事項
作品のうら右下に**市町村名、学校名、学年**及び**氏名(ふりがな)**を必ず書いてください。
 - (2) 書道作品の部
 - 文字
小学校 1年…ひと 2年…せきにん 3年…生活
4年…投票 5年…清き一票 6年…投票参加
中学校 1年…明るい選挙 2年…未来の選択
3年…身近な政治
高等学校 1年…主権者意識 2年…日本国憲法
3年…衆議院選挙
 - 字体
小学生及び中学1年生…楷書
中学2、3年生及び高校生…行書

- 紙の大きさ
書道用半紙(縦33.5cm、横24.5cm以内)
- 注意事項
左はしに**学校名、学年、氏名**を必ず書いてください。

- 5 賞
宮崎県選挙管理委員会による審査で次のとおり賞を決定します。なお、入賞者全員に、記念品を贈呈します。また、応募者全員に選挙管理委員会より記念品を贈呈します。

	ポスターの部		書道作品の部	
特選	各学年	1点	各学年	1点
金賞	各学年	1点	各学年	1点
銀賞	各学年	1点	各学年	1点
銅賞	各学年	2点	各学年	2点
佳作	小学校	50点	小学校	50点
	中学校	20点	中学校	20点
	高等学校	20点	高等学校	20点

- 6 展示会
県審査会における入賞作品については、次により展示されます。
 - (1) 期日
9月25日(土)～10月2日(土) (予定)
 - (2) 場所
イオンモール宮崎 (予定)
詳しくは選挙管理委員会までお問合せください。
(文書取扱・問合せ：選挙管理委員会 43-3418)

会計年度任用職員の募集について（税務課）

業 務 内 容	税務証明発行事務、課税事務補助
募 集 人 員	1名
任 用 期 間	7月1日～令和4年3月31日
募 集 期 間	6月15日(火)～6月28日(月)
報 酬	時給 925円
勤 務 時 間 等	週30時間（1日6時間以内） 休日：土日、祝日及び年末年始の指定日
福 利 厚 生	社会保険（健康保険、厚生年金保険）・労災・雇用保険・有給休暇制度・通勤手当（2km以上）・期末手当
応 募 資 格	パソコンでの事務処理が可能な方 市税等滞納のない方
応 募 方 法	市販の履歴書に顔写真を添付し必要事項を記載の上、 期間内に税務課にご提出ください。
採 用 方 法	面接により選考します。 ※面接の日程は、後日連絡します。
問 合 せ 先	税務課 資産税係 43-1197

（文書取扱：税務課 資産税係）

会計年度任用職員の募集について （福祉事務所）

業 務 内 容	障がい福祉に関する業務（申請受付、処理等）
募 集 人 員	若干名
任 用 期 間	7月12日～令和4年3月31日
募 集 期 間	6月10日(木)～6月30日(水)
報 酬	時給 925円
勤 務 時 間 等	週30時間（1日6時間以内） 休日：土日、祝日及び年末年始の指定日
福 利 厚 生	社会保険（健康保険、厚生年金保険）・労災・雇用保険・有給休暇制度・通勤手当（2km以上）・期末手当
応 募 資 格	文書や表計算のソフトウェアを操作して事務処理ができる方 健康で市税等の滞納がない方
応 募 方 法	市販の履歴書に顔写真を添付し必要事項を記載の上、 期間内に福祉事務所にご提出ください。
採 用 方 法	面接により選考します。 ※面接の日程は、後日連絡します。
問 合 せ 先	福祉事務所 障害福祉係 43-1206

（文書取扱：福祉事務所）

西都硬式野球クラブの加入者募集について

西都市運動部活動地域連携実践事業として、部活動が終了した中学3年生を対象とし、中学校を卒業するまでの期間、硬式野球の基本技術の習得と体力づくりの場として「西都硬式野球クラブ」の活動を実施します。

つきましては、次のとおりクラブ加入者を募集しますので、該当する方はぜひご参加ください。

【名 称】西都硬式野球クラブ

【指 導 者】社会体育指導者

【活 動 場 所】西都西地区運動場野球場ほか市内球場

【活 動 日】土曜、日曜、祝日、夏休み期間

【活動開始日】令和3年7月～ ※活動日程は申込者へ連絡します。

【加 入 資 格】中学3年生で運動部活動が終了した生徒

【加 入 金】スポーツ安全保険料として、加入申込書に添えて1,000円の納入をお願いします。

【部 費】活動終了までで合計5,000円です。

【加入申込先】西都市大字妻1614-6 (中山スポーツ：42-3846)

【そ の 他】スポーツ安全保険加入後からの活動参加となりますのでご理解をお願いします。

(文書取扱：スポーツ振興課)

弁護士による消費者トラブル無料相談会を実施します

西都児湯消費生活相談センターでは、架空請求・悪質商法・インターネットトラブルなどの消費者トラブルについて、弁護士による無料相談会を実施します。ひとりでは解決できない消費者トラブルを、お気軽にご相談ください。

(相談は、秘密厳守いたします。安心してご相談ください。)

※事前予約制のため、定員になり次第、締め切らせていただきます。

○相談内容：架空請求・悪質商法・インターネットトラブルなどの消費者トラブル全般

○相談日時：第1回 7月14日(水) 午後2時～4時

第2回 10月6日(水) 午後2時～4時

第3回 令和4年2月16日(水) 午後2時～午後4時

○相談時間：①午後2時～午後2時30分

②午後2時30分～午後3時

③午後3時～午後3時30分

④午後3時30分～午後4時

○定 員：1回あたり4名

○弁 護 士：西都法律事務所 弁護士

○相 談 料：無料

○相談場所：高鍋町役場 3階 第3会議室

○申 込 先：西都児湯消費生活相談センター 23-2110

(高鍋町役場 1階 町民生活課隣)

(文書取扱：生活環境課)

行政相談のご案内

行政相談所では、国・県・市町村、独立行政法人、特殊法人（ＪＲ、日本郵便株式会社など）の仕事について、皆さまから受けた苦情や意見・要望などを公正・中立な立場から解決や実現を促進するお手伝いをしています。

相談は無料で、秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

○日時：7月8日（木）午前10時～12時

次回は、8月12日（木）午前10時～12時

○場所：西都市コミュニティセンター 3階 学習室

○お問い合わせ：生活環境課 市民生活係 43-1589

（文書取扱：生活環境課）

司法書士による消費生活無料相談をご利用ください

市では、司法書士による無料の消費生活相談を行っています。
借金問題、訪問販売や架空請求による被害などでお困りの方はぜひ、ご利用ください。

○日時：7月6日（火）午後1時～4時

次回は8月3日（火）午後1時～4時

※相談時間はお一人約30分です。

○相談方法：新型コロナウイルス感染防止のため、予約した日時に司法書士から相談者に電話をかけて行います。

○申込先：生活環境課 市民生活係 43-1589

※予約の方が優先となりますので、必ず事前にお電話ください。

（文書取扱：生活環境課）

高鍋年金事務所が出張年金相談を行います

高鍋年金事務所では、年金に関する各種手続きについて出張相談を行っています。老齢厚生年金・遺族厚生年金などの手続きや相談もできますので、ご利用ください。なお、予約が必要です。高鍋年金事務所に電話でお申し込みください。

【相談日】 7月15日（木） 次回は8月19日（木）です。

【時間】 午前10時から12時 午後1時から3時です。

【場所】 市民課 年金係

※新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止対策のため、中止になる場合があります。

年金相談は事前に電話予約が必要です

【予約先】

高鍋年金事務所 23-5111

【予約方法】

●相談日の1カ月前から受付します。

（例：7/15の相談日の場合は、6/15から受付開始）

●電話予約の時には、基礎年金番号・住所・氏名・生年月日・電話番号・相談内容をお知らせください。

また、年金相談日に持参するものをご確認ください。

●相談日にはできるだけ本人がおいでください。

代理の場合は、委任状・代理の方の身分証明書（運転免許証など）をご用意ください。

（文書取扱：市民課）

図書館だより7月号 市立図書館 (43-0584) 7月の休館日5・12・19・26日

●『父の日』手作りメッセージカードを配布します

カウンターにて父の日メッセージカードを配布します。

期間：6月5日（土）～6月20日（日）

※一人1枚、どなたでもご自由にお持ち帰りいただけます。

●2021全国課題図書、西日本読書感想画を展示しています

夏休み2021全国課題図書と西日本読書感想画の課題図書を展示します。夏休みの宿題などにご活用ください。

●2021 えほん 50

2020年1月から2020年12月までに刊行された絵本の中から、全国SLA（公益社団法人全国学校図書協議会）絵本委員会が選書した50冊です。ぜひ子どもたちに読んでほしいと推薦された優れた絵本を、この機会に読んでください。図書館正面に展示しています。

●香典返し・一般寄付の受付を行っています

本の購入に充てることで、有効に活用させていただきます。

●インターネットから本の予約ができます

貸し出し中の蔵書本に限り予約ができます。

市立図書館のホームページからメールアドレス・パスワードの登録が必要です。窓口で気軽にお尋ねください。

●図書館からのお願い

新型コロナウイルス感染防止のために、6月20日（日）まで滞在時間を30分とさせていただきます。ご了承ください。

【一般図書新刊のご案内】

- ◎もしあと1年で人生が終わるとしたら？（小澤 竹俊）
- ◎ボクは食器洗いをやっていただけで、家事をやっていなかった。（土屋 礼央）
- ◎10歳からの東大式勉強術入門（橋本 拓磨）
- ◎狩猟を仕事にするための本（東雲 輝之）
- ◎教室でも楽しめる！みんなでZoomあそび！（桂 聖）
- ◎駅スタンプの世界（坪内 政美）
- ◎業務スーパー120%活用法（業務田 スー子）
- ◎街で目がいく人のオシャレのひみつ（aya.m）
- ◎スパイスカレー自由自在（水野 仁輔）

【児童図書新刊のご案内】 ☆は絵本です

- ☆あかちゃんですよ はいどうぞ（うしろ よしあき）
- ☆はたらくタオル（にしざわ ゆかり）
- ☆どうぶつたちの森のおみせやさん（染町）
- ☆おせんべいわれた（岡田 よしたか）
- ☆でんしゃとしょかん（深山 さくら）
- ◎歴史探偵Kのタイムワープ（一式 まさと）
- ◎学校のおばけずかん おばけいいんかい（斉藤 洋）
- ◎都会（まち）のトム&ソーヤ17（はやみね かおる）
- ◎しごとのふしぎ なぜ？どうして？（藤田 晃之）

（文書取扱・問合せ：社会教育課 図書館係 43-0584）